

岩手県告示第815号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
町立西和賀さわうち病院	和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番地12	平成33年10月31日